



金沢市公報

号外第15号

平成16年(2004年)4月7日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次

● 監査公表

○ 監査公表 (第12号)

ページ

(監査事務局) 1

監 査 公 表

◎ 金沢市監査公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人 柏野博英から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成16年4月7日

金沢市監査委員	近	藤	義	昭
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	澤	飯	英	樹
金沢市監査委員	出	石	輝	夫

包括外部監査結果報告書

平成16年3月30日

金沢市監査委員	近	藤	義	昭	様
金沢市監査委員	中	島	秀	雄	様
金沢市監査委員	澤	飯	英	樹	様
金沢市監査委員	出	石	輝	夫	様

包括外部監査人 柏 野 博 英

「保育所費について」

第1章 監査の概要

第1節 監査の種類

地方自治法 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

第2節 選定した特定の事件

保育所費

第3節 事件を選定した理由

金沢市の児童福祉費は平成14年度当初予算で153億円と民生費全体の46%に及び、その中の117億円が保育所費で児童福祉費の77%に達する。このような費目を監査することは重要と判断し選択した。

第4節 監査の対象とした部署及び内容

保育所費を所管する金沢市福祉保健部こども福祉課を対象課とし、保育所費全般及びその財源の一部となっている保育所運営費負担金（保護者が支払う保育料）につき監査した。

第5節 監査要点

保育所に関する財務事務の執行が、関係諸法規にしたがって経済的・効率的及び有効に行なわれているかを検証するために、以下の着眼点に基づき監査を行なった。

1 保育所の定員、入所状況、保育士数について

- ・ 各保育所別の定員充足状況に問題点はないか。
- ・ 各保育所施設は定員の基準を充たしているか。
- ・ 金沢市内を地域別に見て定員分布に問題点はないか。
- ・ 保育士、調理員は定員（入所児童数が定員を超過している場合は入所児童数）に基づく基準人数を充たしているか。

2 保育料について

- ・ 入所手続は規定に合规しているか。
- ・ 保育料の徴収手続は規定に合规しているか。

3 保育料の滞納について

- ・ 保育料の滞納管理は適切に行なわれているか。

4 市立保育所の支出について

- ・ 市立保育所の支出の管理は適切に行なわれているか。
- ・ 契約締結事務は規程に合规して行なわれているか。

5 私立保育所費関係支出について

- ・ 私立保育所の運営費の申請及び交付は規程に合规して行なわれているか。
- ・ 私立保育所からの補助金の申請及び交付に問題はないか。
- ・ 私立保育所費支出の管理状況や経済性に問題はないか。

6 保育所現場における管理状況について

- ・ 公有財産の管理が関係諸法令にしたがって行なわれているか。
- ・ 勤怠管理、購買管理が適切に行なわれているか。

7 市立保育所収支状況について

- ・ 市立保育所の全体収支状況はどうか。
- ・ 市立保育所の保育所別収支に問題点はないか。
- ・ 市立保育所と私立保育所の収支状況に差異はあるか。

第6節 監査手続の概要

こども福祉課担当者に対し前述の着眼点ごとに説明を求め概要を聴取し、関係する管理資料、申請書類、執行手続書類、各種台帳、原始証憑を閲覧し検討した。さらに、4保育所を選択し現地視察を行い、現地責任者に質問を行ない、関係書類を閲覧した。詳細は第3章に記載している。

上記の監査手続は平成14年度を基本とし、必要に応じ現況及び過年度分に遡及した。監査手続は原則として試査により行なった。

第7節 監査の実施期間

平成15年7月から平成16年1月まで

第2章 監査の結果と意見の要約

保育所費について、前章の監査要点にそって、前章記載の監査手続きを実施したところ以下本章に記載するところを除き、概ね適正であった。詳細については、第3章に記載する。

1、定員、面積基準の合規性

指摘事項（第3章第2節②）

0～1歳児の乳児室及びほふく室の面積が国基準に満たない保育所2ヶ所及び市基準に満たない保育所21ヶ所ある。市基準の場合、基準自体を見直すか、あるいは室の配置を見直すか、いずれかの対応が必要である。

意見（第3章第2節①）

市立M保育所は新規入所者を4月1日時点では入所人数に含めず、入所式の4月4日からの入所という処理をしているため、4月は定員内に収まり5月にすぐに定員の115%を超えている。形式的に基準を満たすための方法としては認められる行為であろうと思われるが、この状況が続くならば定員増の検討をするべきである。

2、保育料の滞納

意見（第3章第4節④）

市立保育所のほうが私立保育所に比べ、保育料の滞納比率が2倍以上高い。市立保育所も保育料の収納の仕組みを、私立97保育所で成果を挙げている「保育所での徴収、市への一括納付」方式に変更することが望ましい。

意見（第3章第4節⑤）

保育所入所届出書の提出という現在行なわれている制度を利用し、その際に滞納者に保育所長及び子ども福祉課職員等との面談を求め、滞納の減少に努める対応をすることが有効ではないか。

3、資産管理

指摘事項（第3章第7節）

平成13年度に開始したエンゼルネット用に購入し各保育所に設置したノートパソコンが利用されておらず、中には遊休資産化しているものもある。その有効活用の方策を検討する必要がある。

4、保育所運営の効率性・経済性

意 見 (第3章第6節③)

私立保育所に対しては多種多様な補助金が定められており、運営費計算を含めたその計算事務が担当課の大きな負担となっている。補助金の整理統合を行うとともに、市と保育所間のネットワーク化を進め事務作業の大幅な効率化を進める必要がある。

意 見 (第3章第8節⑤)

市立保育所の収支状況が私立保育所に比べて悪く、その主たる要因が保育所職員の人件費の高さにあることを考えると、現在の市立保育所を民間に移管するなどの方策の検討も意義があるのではないかと考える。

第3章 監査の結果

保育所費について、前章の監査要点にそって、前章記載の監査手続きを実施したところ以下本章に記載するところを除き、概ね適正であった。詳細については以下、本章に記載する。

第1節 保育所費の概要

①保育所費の予算

平成14年度保育所費の予算を表1に示す。主なものは、私立保育所の運営費補助と市立保育所の職員費であり、ともに人件費に当るものである。

表1

(単位 千円)

科目	事業名	予算額	前年度予算額	対増減額	備考
保 育	市立保育所費	1,782,565	1,847,853	△65,288	
	職員費	(1,298,704)	(1,295,018)	(3,686)	
	施設設備費	(73,500)	(76,700)	(△3,200)	
	管理運営費	(410,361)	(476,135)	(△65,774)	
	私立保育所費	9,750,229	9,835,468	△85,239	
	運営費	(8,123,629)	(8,204,530)	(△80,901)	
	給与等改善費補助	(47,600)	(34,919)	(12,681)	
	保育士定数改善費補助	(429,200)	(406,031)	(23,169)	
	いつでも入所対応保育士配置支援事業	(31,300)	(54,440)	(△23,140)	
	調理員定数改善費補助	(55,800)	(64,146)	(△8,346)	
	産休等代替職員費補助	(20,500)	(21,887)	(△1,387)	
	職員検便費補助	(11,600)	(12,500)	(△900)	
	損害賠償責任保険掛金補助	(200)	(200)	(0)	

所 費	運営特別対策費補助	(18,200)	(22,382)	(△4,182)	
	改修費等補助	(144,400)	(140,900)	(3,500)	
	大型遊具設置費補助	(5,300)	(4,600)	(700)	
	延長保育費補助	(565,400)	(567,924)	(△2,524)	
	一時保育費補助	(38,000)	(34,456)	(3,544)	
	休日保育費補助	(18,600)	(18,914)	(△314)	
	統合保育費補助	(134,300)	(128,790)	(5,510)	
	地域活動費補助	(33,100)	(44,771)	(△11,671)	
	病児一時保育費補助	(13,900)	(13,900)	(0)	
	年末保育サービス費補助	(1,900)	(1,878)	(22)	
	保育所地域子育て支援事業費補助	(57,300)	(58,300)	(△1,000)	
	教育プラザ富樫費	5,996	1,801	4,195	
	研修費	(5,163)	(1,801)	(3,362)	
	子ども活動費	(833)	(0)	(833)	㊦
	保育所事務委託費	25,800	25,500	300	
	私立保育所職員研修費補助	630	630	0	
	「子ども読書年」関連事業費	0	1,030	△1,030	
	保育団体等補助	450	450	0	
	こどもすくすくランド開催費補助	2,000	2,000	0	
	就学前教育研究事業費	1,000	1,000	0	
	金沢駅こどもらんど管理運営費	16,281	16,291	△10	
	保育システム開発費	40,000	0	△40,000	㊦
	一般経費	8,889	14,282	△5,393	
	小計	11,633,840	11,746,305	△112,465	

②保育児童数、保育所の職員数、保育所運営費

保育児童数、保育所の職員数、保育所運営費の概要を表2～4に示す。金沢市は私立保育所の割合が高く、保育児童数の87%を私立保育所が保育している。

表2 保育所階層別保育児童数 (単位 人) (平成15年4月1日現在)

区分	経営別	A	B	C1	C2	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7	D8	D9	計
3歳以上児	市立	4	62	44	72	45	19	114	86	32	104	95	190	69	936
	私立	16	500	245	553	283	149	605	573	264	650	674	1,449	491	6,452
	県立	0	0	2	1	5	0	3	4	0	4	6	21	10	56
	管外	0	6	1	2	1	0	1	3	2	4	3	10	0	33
	計	20	568	292	628	334	168	723	666	298	762	778	1,670	570	7,477

区分	経営別	A	B	C1	C2	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7	D8	D9	計
3歳未満児	市立	0	21	15	39	18	5	42	25	16	32	46	84	15	358
	私立	5	230	131	291	155	84	302	259	131	354	340	823	176	3,281
	県立	0	0	3	1	4	1	3	0	0	3	2	10	3	30
	管外	0	3	0	4	3	0	3	2	3	6	10	12	1	47
	計	5	254	149	335	180	90	350	286	150	395	398	929	195	3,716

(注)A～D9は平成15年度の保育料(月額)算定の基礎となる保護者の所得階層の区分である
(階層区分)

A : 生活保護法による被保護世帯	B : 市民税非課税世帯	C1 : 市民税均等割の額のみ の世帯
C2 : 市民税所得割課税世帯	D1 : 所得税の額 8,000 円未満 の世帯	D2 : 所得税の額 8,000 円以上 13,600 円未満の世帯
D3 : 所得税の額 13,600 円以上 40,000 円未満の世帯	D4 : 所得税の額 40,000 円以上 64,000 円未満の世帯	D5 : 所得税の額 64,000 円以上 76,000 円未満の世帯
D6 : 所得税の額 76,000 円以上 112,000 円未満の世帯	D7 : 所得税の額 112,000 円以 上 160,000 円未満の世帯	D8 : 所得税の額 160,000 円以上 408,000 円未満の世帯
D9 : 所得税の額 408,000 円以上の世帯		

表3 保育所の職員数

(平成15年4月1日現在)

区分	保育所数	定員	所長	保育士	調理員	保健師等	計
市立	14ヶ所	1,310人	14人	138人	23人	0人	175人
私立	97	9,614	97	1,449	251	194	1,991
県立	1	90	1	11	3	0	15
計	112	11,014	112	1,598	277	194	2,181

表4 保育所運営費の年次推移

経営主体	年度	施設数			保育児童数					
		13	14	15	13		14		15	
					3歳以上 児	3歳未満 児	3歳以上 児	3歳未満 児	3歳以上 児	3歳未満 児
保育所	市立	カ所	カ所	カ所	人	人	人	人	人	人
	14	14	14	11,474	4,668	11,658	4,614	11,268	5,004	
	私立	97	97	97	74,590	40,719	75,620	42,295	77,090	43,572
県立	1	1	1	801	269	735	324	660	396	

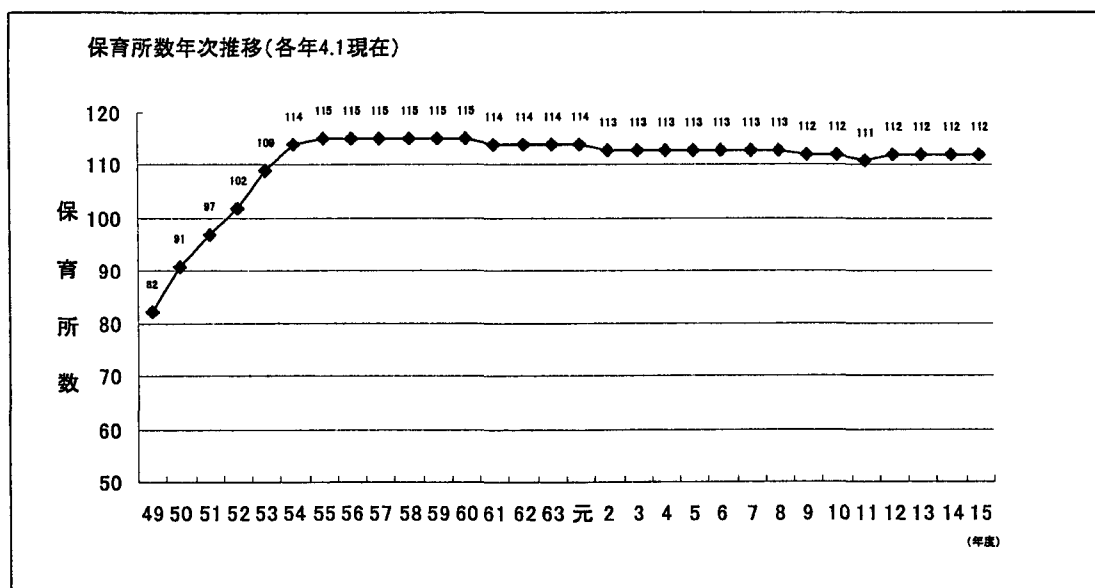
管外	-	-	-	312	624	385	719	405	739
計	112	112	112	87,177	46,280	88,398	47,952	89,423	49,711

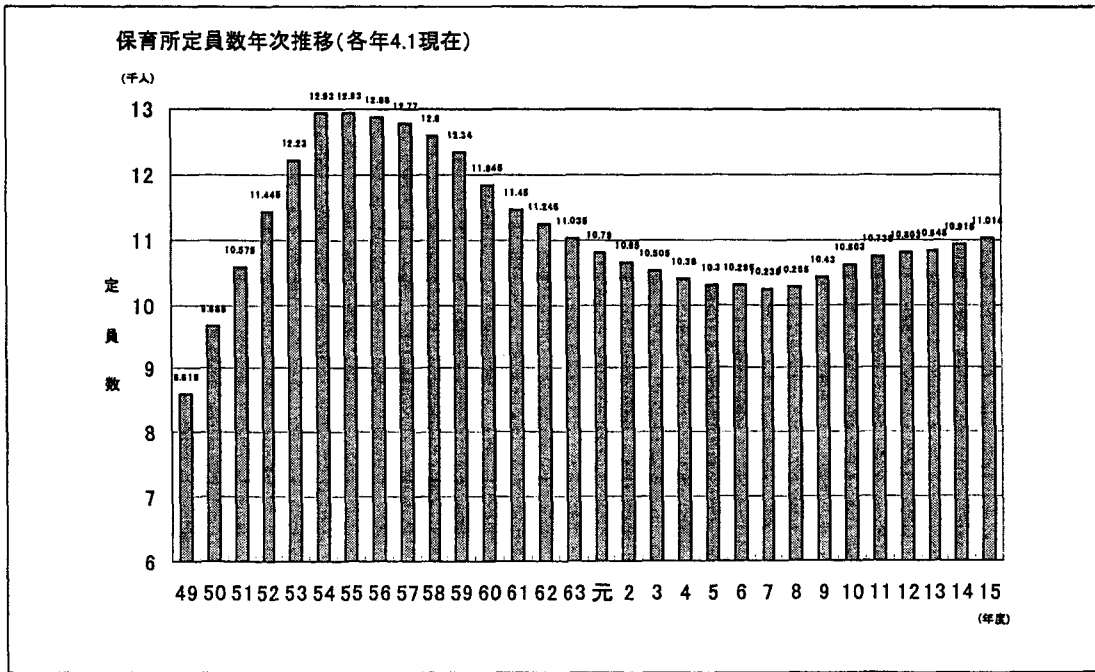
(単位 千円)

経	年度	運 営 費		
		13	14	15
市立 私立 県立 管外	市立	915,645	902,330	920,421
	私立	7,808,221	7,975,121	7,961,736
	県立	62,386	63,554	67,871
	管外	84,777	92,221	94,022
計		8,871,029	9,033,226	9,044,050

③保育所数と保育所定員数の年次推移

保育所数と保育所定員数の年次推移は次のとおりである。





第2節 保育所の定員、入所状況、保育士数

運営費や補助金の計算の基礎となる各保育所の定員、入所状況及び保育士数について基準に準拠して運営されているかどうか監査した。

①定員と入所人数

金沢市こども福祉課作成の「保育児童数調べ」より、全 112 保育所の平成 15 年 7 月時点の定員と入所人数の関係を調べた。定員の 115%を超えている保育所については、平成 15 年 4 月の入所人数を調べた。その結果 5 保育所(宮野、あゆみ、かもめ、千坂、かみやち)で定員の 115%を超えているが、すべて 125%以内であり、年度当初の 4 月は 115%以内であった。基準を超える保育所はなく、問題はない。表 1 に保育所別の定員と現員比較を示す。

表 1 保育所別の定員と現員比較

(現員は平成 15 年 7 月現在の入所児童数)

	定員 A	現員 B	B/A		定員 A	現員 B	B/A
1 中村町	95	103	108.4	61 額扇台	90	90	100.0
2 三馬	135	137	101.5	62 米丸	120	120	100.0
3 光が丘	132	129	97.7	63 しらゆり	90	92	102.2
4 大桑	50	53	106.0	64 すずらん	150	164	109.3
5 八日市	120	132	110.0	65 安原	200	222	111.0
6 矢木	100	99	99.0	66 ふたつか	90	102	113.3
7 金石	98	110	112.2	67 ミドリ	90	100	111.1
8 八田	106	115	108.5	68 ミドリ第二	90	100	111.1
9 花園	70	71	101.4	69 くるみ	145	145	100.0
10 木越	109	107	98.2	70 めばえ	150	150	100.0
11 森山	95	104	109.5	71 こまどり	120	136	113.3
12 双葉	81	90	111.1	72 米丸わかたけ	110	120	109.1
13 薬師谷	79	79	100.0	73 あおば	120	130	108.3

14	宮野	40	48	120.0	74	正美	180	191	106.1
15	泉	90	88	97.8	75	みなと	150	170	113.3
16	双葉	90	88	97.8	76	大野町	90	104	115.6
17	聖霊	120	123	102.5	77	かもめ	60	74	123.3
18	長土塀	90	92	102.2	78	栗崎	180	180	100.0
19	さいび	60	49	81.7	79	くら月	120	132	110.0
20	まこと	55	56	101.8	80	双葉町子供の家	90	97	107.8
21	石川県済生会	90	101	112.2	81	あけぼの	90	103	114.4
22	瓢箪町	80	79	98.8	82	西念	120	136	113.3
23	材木	60	61	101.7	83	北安江	160	173	108.1
24	愛育	60	57	95.0	84	ニコニコ	180	201	111.7
25	さくら	120	114	95.0	85	弓取	140	149	106.4
26	真行寺むつみ苑	60	69	115.0	86	広岡	60	69	115.0
27	聖ヨハネ乳児	45	31	68.9	87	わらべ	220	252	114.5
28	梅光	120	135	112.5	88	あかしあ	90	96	106.7
29	上野	90	96	106.7	89	かたつ	60	63	105.0
30	小立野善隣館	90	98	108.9	90	大徳	150	169	112.7
31	わくなみ	120	99	82.5	91	松寺	120	138	115.0
32	あゆみ	60	71	118.3	92	東金沢	120	131	109.2
33	永井善隣館	60	48	80.0	93	大浦	90	96	106.7
34	末広	60	61	101.7	94	まどか	90	100	111.1
35	つくしんぼ	40	43	107.5	95	千坂	120	139	115.8
36	かさまい	120	123	102.5	96	まどか第二	120	138	115.0
37	旭町	120	138	115.0	97	たちばな	45	43	95.6
38	野町	60	65	108.3	98	馬場	60	69	115.0
39	第一善隣館	60	63	105.0	99	浅野	90	89	98.9
40	子供の家	60	68	113.3	100	光	150	148	98.7
41	みどりが丘	120	125	104.2	101	小金	60	68	113.3
42	のぞみ	60	68	113.3	102	山王	115	132	114.8
43	寺町	45	23	51.1	103	かみやち	120	141	117.5
44	すみれ	45	48	106.7	104	若松	90	103	114.4
45	龍雲寺	90	87	96.7	105	犀川	60	65	108.3
46	平和	120	114	95.0	106	田上	90	98	108.9
47	めぐみ	90	86	95.6	107	東浅川	45	39	86.7
48	富樫中央	119	116	97.5	108	末	100	81	81.0
49	ひばり	90	96	106.7	109	湯涌	45	21	46.7
50	額小鳩	180	190	105.6	110	みずほ	45	22	48.9
51	ひまわり	90	88	97.8	111	野町夜間	45	38	84.4
52	神田	120	121	100.8	112	双葉第二	30	33	110.0
53	弥生乳児	30	27	90.0		合計	11,014	11,542	104.8
54	泉の台	120	137	114.2					
55	伏見台	150	158	105.3					
56	泉が丘	120	125	104.2					

57	わかば	120	116	96.7
58	額小鳩第二	150	150	100.0
59	西泉	120	119	99.2
60	おしの	90	93	103.3

(参 考)

平成10年2月13日厚生省児童家庭局保育課長通知「保育所への入所の円滑化について」

- ・ 保育の実施は定員の範囲内で行なうことが原則であり、定員を超えている状況が恒常的に続く場合は定員の見直し等に積極的に取り組むこと。
- ・ 恒常的に続くとは、連続する過去の3年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態を言う。
- ・ 原則として市町村において待機状況がある場合に、年度当初において定員を超えて保育の実施ができる。この場合の児童数は概ね認可定員に15%を乗じて得た員数の範囲内とする。
- ・ 年度の途中において定員を超えて保育の実施を行なうことのできる児童数は、原則として概ね認可定員に25%を乗じて得た員数の範囲内とする。

意 見

市立M保育所は新規入所者を4月1日時点では入所人数に含めず、入所式の4月4日からの入所という処理をしているため、4月は定員内に収まり5月にすぐに定員の115%を超えている。形式的に基準を満たすための方法としては認められる行為であろうと思われるが、この状況が続くならば定員増の検討をするべきである。

②施設面積と定員

金沢市立の14保育所全てについて、「市立保育所指導監査調書」より施設面積が定員基準を充たしているかどうかを調べた。また私立保育所から20保育所を無作為抽出し、同様の検討を行なった。表2に保育所別の施設面積と児童数を示す。0～1歳の乳児室1.65㎡/人以上またはほふく室3.3㎡/人以上という国基準を充たしていない保育所が2ヶ所、5㎡/人以上という市基準を充たしていない保育所が21ヶ所あった。これは以前に比べて保育所に児童を預け始める時期が低年齢化したため0～1歳児の数が増加し、実情と基準が合わなくなったためだと思われる。

保育所の現地視察時に保育士に質問したところ、歩き始めた児童は保育室で2歳児といっしょに保育できるので、実務的にはまったく問題ないとのことであった。しかし、現在の状況が市の基準を充たしていないことは事実である。市の基準自体を見直すか、あるいは保育室の配置を見直すか、いずれかの対応が必要である。

表2 保育所別の施設面積と児童数の関係(平成15年7月現在)

(斜体字は基準超過の場合の基準数)

	中村町	金石	大桑	八日市	矢木	光が丘	八田
乳児室㎡	27	30	29	35	20	72	24
ほふく室㎡	39	31	36	42	48	36	36
保育室㎡	204	205	146	202	173	201	250

遊戯室㎡	120	105	104	105	96	78	100
屋外遊戯場㎡	683	565	541	353	371	1370	1177
児童数 0～1 歳 (人)	13	19	10	18	19	18	18
児童数 2～5 歳 (人)	90	91	43	114	80	111	97
0～1 歳児許容人数							
(乳児室ほふく室) 国基準	28	28	28	34	27	55	25
(乳児室ほふく室) 市基準	13	12	13	15	14	22	12
2～5 歳児許容人数							
(保育室遊戯室) 国基準	164	157	126	155	136	141	177
(保育室遊戯室) 市基準	162	155	125	154	135	140	175
(屋外遊戯場) 国、市基準	207	171	164	107	112	415	357

	花園	木越	森山	三馬	薬師谷	宮野	双葉
乳児室㎡	31	59	28	25	28	46	30
ほふく室㎡	38	36	28	43	30	7	30
保育室㎡	208	180	257	245	108	110	204
遊戯室㎡	109	118	108	162	81	77	110
屋外遊戯場㎡	613	390	440	435	457	200	766
児童数 0～1 歳 (人)	6	19	17	19	4	7	11
児童数 2～5 歳 (人)	65	88	87	118	75	41	79
0～1 歳児許容人数							
(乳児室ほふく室) 国基準	30	47	25	28	26	30	27
(乳児室ほふく室) 市基準	14	19	11	14	12	11	12
2～5 歳児許容人数							
(保育室遊戯室) 国基準	160	151	184	206	95	94	159
(保育室遊戯室) 市基準	159	149	183	204	95	94	157
(屋外遊戯場) 国、市基準	186	118	133	132	138	61	232

	たちばな	富樫中央	まこと	長土堀	東浅川	かみやち	若松
乳児室㎡	44	27	26	40	15	46	30
ほふく室㎡	0	45	31	40	22	46	0
保育室㎡	112	207	120	176	104	249	199
遊戯室㎡	83	132	70	88	93	116	91
屋外遊戯場㎡	205	485	541	616	251	390	325
児童数 0～1 歳 (人)	11	19	8	22	6	29	22
児童数 2～5 歳 (人)	32	97	48	70	33	112	81
0～1 歳児許容人数							
(乳児室ほふく室) 国基準	27	30	25	36	15	42	18
(乳児室ほふく室) 市基準	9	14	11	16	7	18	6
2～5 歳児許容人数							
(保育室遊戯室) 国基準	98	171	96	133	99	184	147
(保育室遊戯室) 市基準	98	170	95	132	98	183	145
(屋外遊戯場) 国、市基準	62	147	164	187	76	118	98

	大野町	みどり が丘	材木	真行寺 むつみ 苑	伏見台	神田	のぞみ
乳児室 ^{m²}	30	34	28	15	42	30	65
ほふく室 ^{m²}	53	35	28	47	16	37	44
保育室 ^{m²}	185	396	171	120	294	233	90
遊戯室 ^{m²}	86	112	122	86	137	152	81
屋外遊戯場 ^{m²}	859	654	340	184	650	460	592
児童数0～1歳(人)	18	29	12	15	19	22	12
児童数2～5歳(人)	86	96	49	54	139	99	56
0～1歳児許容人数							
(乳児室ほふく室)国基準	34	31	25	23	30	30	53
(乳児室ほふく室)市基準	17	14	11	12	12	13	22
2～5歳児許容人数							
(保育室遊戯室)国基準	137	257	148	104	217	194	86
(保育室遊戯室)市基準	136	254	147	103	215	192	86
(屋外遊戯場)国、市基準	260	198	103	56	197	139	179

	瓢箪町	千坂	浅野	双葉町 子供の家	永井善隣館	平和
乳児室 ^{m²}	13	54	38	57	14	37
ほふく室 ^{m²}	20	0	43	26	27	37
保育室 ^{m²}	110	264	128	171	171	233
遊戯室 ^{m²}	84	111	84	130	96	150
屋外遊戯場 ^{m²}	360	950	473	643	351	504
児童数0～1歳(人)	17	28	16	24	7	19
児童数2～5歳(人)	62	111	73	73	41	95
0～1歳児許容人数						
(乳児室ほふく室)国基準	14	33	36	42	17	34
(乳児室ほふく室)市基準	7	11	16	17	8	15
2～5歳児許容人数						
(保育室遊戯室)国基準	98	189	107	152	135	193
(保育室遊戯室)市基準	97	188	106	150	133	192
(屋外遊戯場)国、市基準	109	288	143	195	106	153

(注)表中の国基準または市基準の0～1歳児許容人数は、各保育所の乳児室およびほふく室の面積を表3の一人当たりが必要とされる施設面積で除して算出した。2～5歳児許容人数も同様にして算出した。

表3 年齢層別児童一人当たり施設面積

年齢層	施設の用途	国基準	市基準
0～1歳	乳児室	1.65 m ² /人以上	5 m ² /人以上
	ほふく室	3.3 m ² /人以上	
2～5歳	保育室、遊戯室	1.98 m ² /人以上	2 m ² /人以上
	屋外遊戯場	3.3 m ² /人以上	3.3 m ² /人以上

(注) 国基準：昭和23年12月29日厚生省令第63号「児童福祉施設最低基準」

市基準：金沢市保育所設置認可基準

指摘事項

0～1歳児の乳児室及びほふく室の面積が国基準に満たない保育所2ヶ所及び市基準に満たない保育所21ヶ所ある。市基準の場合、基準自体を見直すか、あるいは室の配置を見直すか、いずれかの対応が必要である。

③地域別の定員充足度合

金沢市の広報用の保育所紹介に記載された地域分類に基づいて定員の充足状況を集計し、地域的偏りがないか検討した(表4参照)。

中央地区は旧市街といわれる繁華街を中心とした地域である。ドーナツ化減少による人口減少、子供の減少が起きている地域であるが、職場の近くの保育所に行く児童がいるためか、全体としては定員にわずかに欠ける入所人数となっている。極端な定員割れとなっている保育所は存在しない。

西部地区は比較的新興住宅街が含まれている地域である。そのため、子供の数が多く、定員超過となっている保育所が多い。

東部地区は古い住宅地と新興住宅街が両方含まれる地域である。そのため定員割れと定員超過がともに存在する。大きく定員割れを起こしている保育所は山間部に立地する保育所である。

駅西・臨海地区は開発が盛んな地域であり、現在でも定員超過気味であるが今後も増加が予測される地域である。

南部・南部近郊地区は古い住宅地とその郊外に新興住宅街が存在する地域である。そのため定員割れと定員超過がともに存在する。

北部・北部近郊地区は比較的郊外であるが安定した住宅街を中心とする。北部の中心地域は定員超過気味だが、その他の地域は定員割れ傾向にある。大きく定員割れを起こしている保育所は山間部に立地する保育所である。

全体として金沢市は現在大都市で問題になっている待機児童は存在せず、希望すればどこかの保育所には入所できる。ただし、地域別に児童数と保育所数のアンバランスは存在し、自宅の近くの保育所を希望してもそこには入れないという状況は、新興住宅街においてみられるようである。

表4 地域別保育所別定員充足度

(平成15年7月現在)

地域	保育所	定員 A	現員 B	B/A	地域	保育所	定員 A	現員 B	B/A
中央地区	1 双葉	90	88	98	西部地区	1 八日市	120	132	110
	2 聖霊	120	123	103		2 矢木	100	99	99
	3 長土塀	90	92	102		3 おしの	90	93	103
	4 さいび	60	49	82		4 米丸	120	120	100
	5 まこと	55	56	102		5 しらゆり	90	92	102
	6 石川県済生会	90	101	112		6 すずらん	150	164	109
	7 瓢箪町	80	79	99		7 安原	200	222	111
	8 永井善隣館	60	48	80		8 ふたつか	90	102	113

9	双葉第二	30	33	110
	合計	675	669	99
定員割れ		4		
定員		0		
定員超過		5		

区	9	ミドリ	90	100	111
	10	ミドリ第二	90	100	111
	11	めばえ	150	150	100
	12	こまどり	120	136	113
	13	米丸わかたけ	110	120	109
	14	あおぼ	120	130	108
	15	神田	120	121	101
	16	くるみ	145	145	100
		合計	1,905	2,026	106
定員割れ		1			
定員		3			
定員超過		12			

地域	保育所	定員 A	現員 B	B/A
東 部 地 区	1 湯涌	45	21	47
	2 愛育	60	57	95
	3 聖ヨハネ乳児	45	31	69
	4 あゆみ	60	71	118
	5 材木	60	61	102
	6 さくら	120	114	95
	7 真行寺むつみ苑	60	69	115
	8 梅光	120	135	113
	9 上野	90	96	107
	10 小立野善隣館	90	98	109
	11 つくしんぼ	40	43	108
	12 かさまい	120	123	103
	13 旭町	120	138	115
	14 若松	90	103	114
	15 わくなみ	120	99	83
	16 末広	60	61	102
	17 犀川	60	65	108
	18 田上	90	98	109
	19 東浅川	45	39	87
	20 末	100	81	81
	合計	1,595	1,603	101
定員割れ		7		
定員		0		
定員超過		13		

地域	保育所	定員 A	現員 B	B/A
駅 西 ・ 臨 海 地 区	1 金石	98	110	112
	2 みなと	150	170	113
	3 大野町	90	104	116
	4 わらべ	220	252	115
	5 大徳	150	169	113
	6 木越	109	107	98
	7 かもめ	60	74	123
	8 粟崎	180	180	100
	9 くら月	120	132	110
	10 双葉町子供の家	90	97	108
	11 あけぼの	90	103	114
	12 弓取	140	149	106
	13 あかしあ	90	96	107
	14 かたつ	60	63	105
	15 松寺	120	138	115
	16 大浦	90	96	107
	17 ニコニコ	180	201	112
	18 正美	180	191	106
	19 西念	120	136	113
	20 北安江	160	173	108
	21 広岡	60	69	115
	合計	2,557	2,810	110
定員割れ		1		
定員		1		
定員超過		19		

地域	保育所	定員 A	現員 B	B/A

地域	保育所	定員 A	現員 B	B/A

南 部 ・ 南 部 近 郊 地 区	1 中村町	95	103	108	北 部 ・ 北 部 近 郊 地 区	1 宮野	40	48	120
	2 泉	90	88	98		2 みずほ	45	22	49
	3 野町	60	65	108		3 八田	106	115	108
	4 第一善隣館	60	63	105		4 花園	70	71	101
	5 寺町	45	23	51		5 双葉	81	90	111
	6 すみれ	45	48	107		6 薬師谷	79	79	100
	7 龍雲寺	90	87	97		7 東金沢	120	131	109
	8 弥生乳児	30	27	90		8 まどか	90	100	111
	9 西泉	120	119	99		9 千坂	120	139	116
	10 野町夜間	45	38	84		10 まどか第二	120	138	115
	11 三馬	135	137	101		11 小金	60	68	113
	12 光が丘	132	129	98		12 かみやち	120	141	118
	13 子供の家	60	68	113		13 森山	95	104	109
	14 みどりが丘	120	125	104		14 馬場	60	69	115
	15 のぞみ	60	68	113		15 浅野	90	89	99
	16 富樫中央	119	116	97		16 たちばな	45	43	96
	17 ひばり	90	96	107		17 光	150	148	99
	18 額小鳩	180	190	106		18 山王	115	132	115
	19 ひまわり	90	88	98	合計	1,606	1,727	108	
	20 泉の台	120	137	114	定員割れ		4		
	21 伏見台	150	158	105	定員		1		
	22 泉が丘	120	125	104	定員超過		13		
	23 額小鳩第二	150	150	100					
	24 額扇台	90	90	100					
	25 大桑	50	53	106					
	26 平和	120	114	95					
	27 めぐみ	90	86	96					
	28 わかば	120	116	97					
合計	2,676	2,707	101						
定員割れ			12						
定員			2						
定員超過			14						

④保育士、調理員の人数

保育士と調理員の人数が入所児童数に対して基準を充たしているかどうかを、市立については「市立保育所指導監査調書」、私立については「民間施設給与等改善費適用申請書」に記載された保育士、調理員人数と「保育児童数調べ」に記載された入所児童数を比較することにより検討した。なお、市立は14保育所全てを検討し、私立は97保育所から15保育所を無作為抽出し検討した。

結果を表5に記載するが、市立、私立を問わず、すべての保育所において保育士、調理員の人数は基準を充たしていた。

表5 保育所別児童数と保育士、調理員の人数 (平成15年7月現在)

市立	児 童 数						保 育 士 数			調 理 員 数	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	必要数	実際数	比率	必要数	実際数
1 中村町	4	9	20	26	24	20	9.8	16	1.63	2	2
2 三馬	3	16	20	33	30	35	12.1	20	1.65	2	2
3 光が丘	5	13	22	37	28	24	12.3	22	1.79	2	2
4 大桑	2	8	6	13	14	10	6.0	9	1.49	2	2
5 八日市	5	13	21	30	31	32	12.1	17	1.41	2	2
6 矢木	6	13	16	23	24	17	10.3	16	1.55	2	2
7 金石	6	13	19	25	19	28	11.1	15	1.35	2	2
8 八田	5	13	17	24	28	28	10.8	14	1.30	2	2
9 花園	0	6	12	18	17	18	6.7	9	1.35	2	2
10 木越	4	15	13	29	25	21	10.1	13	1.28	2	2
11 森山	6	11	22	20	22	23	10.8	15	1.38	2	2
12 双葉	1	10	11	26	20	22	8.4	11	1.30	2	2
13 薬師谷	2	2	9	21	20	25	6.6	11	1.67	2	2
14 宮野	1	6	6	7	16	12	5.0	8	1.59	1	1
合計	50	148	214	332	318	315	132.3	196	1.48	27	27

私立	児 童 数						保 育 士 数			調 理 員 数	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	必要数	実際数	比率	必要数	実際数
1 さいび	1	5	8	11	8	16	5.3	7	1.33	2	2
2 瓢箪町	5	12	10	17	15	20	9.1	13	1.42	2	2
3 聖ヨハネ乳児	5	15	11	0	0	0	7.5	20	2.67	1	3
4 あゆみ	7	9	10	17	11	17	8.9	12	1.34	2	3
5 めぐみ	5	11	13	16	21	20	9.6	13	1.35	2	2
6 ひまわり	4	10	20	15	24	15	10.1	12	1.18	2	2
7 泉の台	12	21	16	37	27	24	15.2	20	1.30	2	2
8 泉が丘	7	11	21	22	32	32	11.8	17	1.44	2	2
9 こまどり	6	17	27	28	29	29	13.9	17	1.22	2	2
10 かもめ	3	9	11	15	21	15	8.0	11	1.38	2	2
11 まどか	4	10	20	23	20	23	10.8	14	1.30	2	2
12 若松	6	16	14	23	18	26	11.7	13	1.12	2	3
13 犀川	3	8	10	14	18	12	7.3	8	1.09	2	2
14 湯涌	0	2	4	5	3	7	2.8	3	1.09	1	1
15 野町夜間	5	4	5	9	8	7	5.5	11	2.02	1	1
合計	73	160	200	252	255	263	137.5	191	1.39	27	31

(参考) 保育士配置基準

年齢	金沢市基準	国基準
0歳	児童 3人に1人	児童 3人に1人
1歳	児童 5人に1人	児童 6人に1人
2歳	児童 6人に1人	

3歳	児童15人に1人	児童20人に1人
4歳	児童25人に1人	児童30人に1人
5歳	児童30人に1人	

(参考) 調理員配置基準

定員	調理員数
45人以下	1人
46人から150人	2人
151人以上	3人

第3節 保育所への入所及び保育料決定手続

①入所手続の合規性

入所申込は前年度中に保育所入所申込書を提出することにより行なわれる。保育所入所申込書には所得証明の添付が必要であるが、強制事項ではない。受け付けられた保育所入所申込書は金沢市こども福祉課において審査され、問題点がなければ希望する保育所への入所が決定される。ただし、定員の状況により他の保育所になることもある。審査は「保育所入所決定事務取扱要領」に基づいて行なわれる。

保育所入所申込書及び保育所入所継続届出書を無作為抽出し、所定の事項が記載されているか、責任者の検印が押されているか、異常な事項が記載されていないかを確認した。

サンプリングした保育所入所申込書及び保育所入所継続届出書について、問題点は検出されなかった。

保育所入所決定事務取扱要領 (抜粋)

1 基本方針

入所の審査にあたっては、担当者全員が統一した入所基準によって事務処理を行い、申込者から誤解や不信を招くようなことのないように十分配慮すること。

2 入所基準

(1) 保育に欠ける程度の把握は、保育所入所基準表により行い、保育に欠ける程度の高い順から、保育の実施を決定するものとする。

(2) 就労(予定)証明等保育に欠ける証明のない者は、原則として決定しない。

(3) 内職・自営手伝い等に係る措置について

(ア) 内職

おおむね、1日について就労3時間以上で、1ヶ月に16日以上であること。

(イ) 自営手伝い

仕事の形態により明白に手伝う必要があると認められること。

(ウ) 農業経営

耕地面積10アール以上で、年間就労日数60日以上であること。

(エ) 農業手伝い

1日について就労3時間以上で、年間就労日数60日以上であること。

3 保育の実施期間

(1) 保育所に入所できる期間は、最長で小学校就学始期までとする。

- (2) 出産を理由とする入所期間は、産前8週間・産後8週間とし、月単位で計算する。
最高5ヶ月間とする。
- (3) 就労予定者の入所期間は、入所日から3ヶ月間とする。
- (4) 前各号については、その期間内に就労状況を確認し、就労状況の確認のできない場合は、翌月から保育の実施を解除するものとする。
- 4 就労予定者のうち申立書を提出した者については、入所日の前月中に再度、申立書を徴収するものとする。
- 5 就労状況の調査・確認
～省略～
- 6 審査の順序
～省略～
- 7 注意事項
～省略～
- 8 入所基準の優先順位(参考)
- (1) 外勤または内勤か、自宅内就労または自宅外自営か。
 - (2) 労働時間の長短、および給料(日額、月額)。
 - (3) 自営の場合、他に家族従事者、雇入従業員の有無。
 - (4) 自営の場合、業種による危険度。
 - (5) 家族の疾病の場合、介護を要するか。
 - (6) 家族内の身体障害、知的障害児に介護を要するか。
 - (7) (5)(6)に要する介護日数の長短
 - (8) 付近に児童の遊び場があるか。
 - (9) その他の家庭の事情
 - ア、親への仕送り
 - イ、多子による生活費
 - ウ、離婚、出産、災害、病気、片親等
 - (10) 同居家族の状況、他に保育するものがあるかどうか。
 - (11) 家族の所得状況

②保育料決定手続の合規性

保育料決定手続の概要は下記(参考)のとおりであるが、以下の点を検討した。

- ・ 保育所入所申込書及び保育所入所継続届出書に添付された所得証明と決定された所得階層が整合しているか。
- ・ 決定された所得階層と児童台帳に記載された保育料が整合しているか。
- ・ 児童台帳と保育所入所決定一覧表の保育料は一致しているか。
- ・ 収入原簿に記載された保育料の入金記録は、保育所入所決定一覧表の保育料と一致しているか。

その結果サンプリングした7保育園いずれにおいても問題は認められなかった。

(参 考)

保育料決定手続きの概要

- ・ 入所申込書または継続申込書に添付された所得証明に記載された所得税額を「金沢市における保育の実施に関する条例施行規則」第5条別表第一に照らし、4～6月分の保育料を仮決定する。
- ・ 所得証明が添付されていない人は、前年の市民税のデータに基づいて4～6月分の保育料を仮決定する。

- ・ 6月に税務署からきたデータと上記仮決定に使用したデータをコンピューターでマッチングチェックする。不一致のものは一覧表に打ち出され、不一致の理由を調査し訂正の必要性が検討され、当該年度の保育料が正式に決定される。
- ・ 7月～翌年3月分の保育料は6月の最終決定データで決定され納入通知書が作成される。4～6月分で訂正があったものは、それとは別に納入または還付手続が行なわれる。

第4節 保育料の滞納管理

①滞納状況

滞納に関しては滞納者に対する督促手続及び、滞納管理及び徴収の有効性を検討した。また滞納者リストを集計し、現在の滞納状況の特徴を検討した。その結果、市立保育所と私立保育所の保育料滞納状況は、表1～2に示すとおりである。

表1 市立保育所と私立保育所の保育料滞納状況

平成14年度	保育人数	滞納人数	比率	調定額	滞納額	比率
市立	1,369	39	2.85%	335,321,820	3,274,590	0.98%
私立	10,022	99	0.99%	2,528,461,030	10,065,490	0.40%

(注)滞納人数、滞納額は平成15年7月時点の数値である。

表2

平成13年度	保育人数	滞納人数	比率	調定額	滞納額	比率
市立	1,381	24	1.74%	344,553,150	2,307,500	0.67%
私立	9,791	82	0.84%	2,500,337,890	8,085,190	0.32%

(注)滞納人数、滞納額は平成15年7月時点の数値である。

滞納状況を所得階層別に見ると(表3～4参照)、滞納比率は所得が少ない階層が高い傾向にあり、低所得階層にとっては軽減された保育料でも負担があるものと推測される。ただし、所得が少ない階層は保育料も安いので滞納額が特定の所得階層に集中するような傾向は見られない。

表3 平成14年度 所得階層別滞納状況

所得階層	月額保育料(円)		保育人数 (延べ)	滞納人数 (延べ)	比率 (%)	調定額 (円)	滞納額 (円)	比率 (%)
	3歳以上	3歳未満						
	0	0	315	0	0.00	0	0	-
B	2,400	3,500	12,195	92	0.75	21,502,200	225,150	1.05
C1	6,500	9,500	5,203	67	1.29	31,882,340	427,460	1.34
C2	9,400	12,400	12,194	142	1.16	105,361,680	1,310,870	1.24
D1	13,100	16,200	4,084	66	1.62	49,250,090	781,850	1.59
D2	16,600	19,100	2,589	30	1.16	38,664,090	393,260	1.02
D3	21,500	23,600	13,025	184	1.41	246,800,040	3,473,200	1.41
D4	23,400	29,500	11,286	66	0.58	246,239,120	1,481,710	0.60
D5	25,300	35,100	5,175	59	1.14	127,893,550	1,279,500	1.00
D6	26,100	39,500	13,933	54	0.39	369,727,950	1,440,270	0.39
D7	27,800	42,700	13,862	70	0.50	403,154,820	1,964,610	0.49
D8	27,800	45,400	32,647	91	0.28	984,276,760	2,327,000	0.24

D9	27,800	46,300	9,945	0	0.00	292,194,240	0	0.00
計			136,453	921		2,916,946,880	15,104,880	

(注)滞納人数、滞納額は平成14年度末の数値である。

表4 平成13年度 所得階層別滞納状況

所得階層	月額保育料(円)		保育人数 (延べ)	滞納人数 (延べ)	比率 (%)	調定額 (円)	滞納額 (円)	比率 (%)
	3歳以上	3歳未満						
A	0	0	230	0	0.00	0	0	-
B	2,400	3,500	11,514	121	1.05	20,940,870	276,680	1.32
C1	6,500	9,500	5,052	10	0.20	29,148,150	145,930	0.50
C2	9,400	12,400	10,414	125	1.20	90,304,340	929,570	1.03
D1	13,100	16,200	3,924	126	3.21	46,326,620	1,339,800	2.89
D2	16,600	19,100	2,342	50	2.13	35,894,190	797,400	2.22
D3	21,500	23,600	11,726	161	1.37	224,409,420	2,960,780	1.32
D4	23,400	29,500	10,961	39	0.36	242,839,310	848,100	0.35
D5	25,300	35,100	4,923	10	0.20	121,550,550	214,250	0.18
D6	26,100	39,500	14,889	92	0.62	386,802,930	1,850,050	0.48
D7	27,800	42,700	13,938	84	0.60	398,664,920	2,433,860	0.61
D8	27,800	45,400	33,521	42	0.13	1,001,806,680	1,240,630	0.12
D9	27,800	46,300	10,023	0	0.00	294,144,010	0	0.00
計			133,457	860		2,892,831,990	13,037,050	

(注)滞納人数、滞納額は平成14年度末の数値である

②過年度分の滞納状況および回収状況

平成14年度における過年度分の滞納状況及び回収状況を見ると、今後4年間、毎年1千万円以上の不納欠損の発生が見込まれる。いったん滞納となったものはその後2年間で約10%が回収されるに過ぎない。そして3年目以降は回収実績が無いに等しい。

(平成14年度末現在)

発生年度	調定額		入金額		滞納額		不納欠損額	
	延人数	金額	延人数	金額	延人数	金額	延人数	金額
平成6年度分	2	34,900	0	0	2	34,900	0	0
平成7年度分	13	248,370	2	11,200	9	195,370	2	41,800
平成8年度分	46	924,300	0	0	7	80,000	39	844,300
平成9年度分	433	9,431,890	6	59,800	44	1,002,050	383	8,370,040
平成10年度分	523	11,418,360	4	43,800	519	11,374,560	0	0
平成11年度分	575	14,446,060	5	27,720	570	14,418,340	0	0

発生年度	調定額		入金額		滞納額		不納欠損額	
	延人数	金額	延人数	金額	延人数	金額	延人数	金額
平成12年度分	518	11,901,120	41	854,900	477	11,046,220	0	0
平成13年度分	860	13,037,050	152	1,887,120	708	11,149,930	0	0
計	2,970	61,442,050	210	2,884,540	2,336	49,301,370	424	9,256,140

③滞納管理の概要

①②に示した滞納状況をもたらしている現在の保育料滞納管理の流れは以下のとおりである。

- ・ 市立保育所においては保護者が金沢市指定金融機関等へ保育料を払い込む。私立保育所においては保護者が保育所へ保育料を払い込む。
- ・ 金沢市指定金融機関等や私立保育所から払込の通知を会計課で受ける。
- ・ 納入期限（毎月25日）の翌日から20日経過後、未納者一覧をコンピューターで打出し、同時に督促状も打出して郵送する。
- ・ 督促から1ヶ月経過後、未納者に対しては催告状を郵送する。
- ・ 催告状を送付後も未納の場合は、こども福祉課で年2回の徴収強化月間（7月、12月）に電話催告を行い、自宅を訪問するなどして徴収に努める。
- ・ 長期間の滞納者については、こども福祉課で個人別の滞納及び納付状況資料を作成し、それに基づいて滞納管理している。
- ・ 最終納付から5年経過したものについては、公法上の債権の消滅時効が適用され、不納欠損となる。

④市立保育所での保育料の徴収方法

保育所数が多い私立保育所における滞納は金額ベースでは大きいですが、滞納率は市立保育所の半分以下である。この差は、私立保育所では保育料を保護者から徴収して一括納付しているのに対して、市立保育所では保護者各人が金融機関に納付していることが原因であると思われる。このため、平成15年度より市立保育所においても公金取扱を可能とし、滞納者が保育料を保育所に払えるようにした。この変更による効果は現在のところ明らかではないが、市立保育所においても私立と同様に保育所で徴収し一括納付を行なうことが滞納の減少には効果的であると思われる。

一方、私立保育所に対しては徴収を行なう手数料として事務委託費を支給しており、平成14年度におけるその金額は23,983,960円（85,657件×280円）となっている。仮に保育所での徴収によって滞納が半分になるとすると、その効果は約1,100万円であり計算上は支出に対して半分の効果しか得られていないことになる。しかしながら、市としては滞納管理事務が大幅に減少していること、私立保育所への支出は保育活動の資金として活用されるため不納欠損よりはるかに価値が認められることなどを考慮すると、この方法は継続すべきであろう。

以上考え合わせると、市立保育所についても私立と同様に保育所で徴収し一括納付する方法に変更することが望ましいと考える。

意 見

市立保育所のほうが私立保育所に比べ、保育料の滞納比率が2倍以上高い。市立保育所も保育料の収納の仕組みを、私立97保育所で成果を挙げている「保育所での徴収、市への一括納付」方式に変更することが望ましい。

⑤滞納防止

児童福祉法第24条の規定によると、市町村は児童が保育に欠けるところがあると認めるときには、基本的に保育所入所措置を採るべきことを義務づけていると解される。また、保育料については児童福祉法第51条第51項4号で、保育の実施に要する保育費用は市町村が支弁するものとし、本人またはその扶養義務者から、当該保育費用が家計に与える影響を考慮し、保育を実施する児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる（児童福祉法第56条第3項）ものとされている。すなわち、市町村と保護者との間に債権債務の関係が生じるが、その履行状況は市町村が保育所入所措置をとるべき義務に影響を与えないものと考えられる。このため金沢市においても滞納を理由に退所させるようなことは行なっていないが、現実には毎年約1千万円の不納欠損が発生している。

こども福祉課において現在でも電話による督促、戸別訪問による督促などを行なっている。それに加えて、毎年行っている保育所入所継続届出書の受理にあたり滞納者に対して保育所の所長及びこども福祉課職員との面談を求め、その場で保育料の督促や納付計画の相談等を行なうことを提言する。滞納を理由に保育を中止することは適切ではないが、滞納している保護者が滞納理由を金沢市に説明することは最低限義務付けてもよいのではないか。また、保育所入所届出書の提出という現在行なわれている制度を利用することによって、より効率的に滞納の減少という目的に結びつくのではないか。

意 見

保育所入所届出書の提出という現在行なわれている制度を利用し、その際に滞納者に保育所所長及びこども福祉課職員等との面談を求め、滞納の減少に努める対応をすることが有効ではないか。

第5節 市立保育所費支出

①監査の対象とした支出の概要

市立保育所に関する支出で節ごとに年間合計が1千万円を超える項目(表1参照)を監査対象とした。

表1

目	節	支出額
市立保育所費	給料	696,009,426
	職員手当等	366,284,822
	共済費	180,961,632
保育所施設補修事業費	需用費	15,349,044
	工事請負費	85,659,000

保育所建設事業費	公有財産購入費	14,755,275
保育所一般経費	報酬	28,788,010
	共済費	22,907,632
	賃金	152,389,140
	需用費	162,602,221
	委託料	22,755,333
	使用料賃借料	11,016,020

以下にそれぞれの項目の概要を記載する。

・ 市立保育所費、保育所一般経費の給料手当関係

勤怠管理は現地保育所長が行なう。磁気カードで出退勤登録を行い、データが直接市役所職員課へ行き給与計算が行なわれる。臨時職員、パートについては現地で出勤状況を出勤簿に記入しこども福祉課でチェックする。出勤簿を職員課へ渡し、職員課で入力して給与計算が行なわれる。

・ 保育所一般経費

需用費のうち102,705,878円は食材の仕入(食糧費)である。保育所の給食等は管理栄養士が決めたメニューで一律に行なわれる。食材仕入は各保育所が行い、予算で管理している。請求書は各保育所でチェックしこども福祉課へ送る。こども福祉課で抜き取り検査を行なうが、その頻度はかなり低い。

その他の需用費59,896,343円の主な内容は以下のとおりである。

資金前渡分

各園に通常必要なもの(トイ紙など)が対象である。あらかじめ予想額を預金口座に振り込んでおき、その範囲で保育所の判断で購入する。購入後、領収書をこども福祉課へ送る。

通常分

FAX紙、洗剤などをこども福祉課で購入し、各保育所へ支給するものである。

被服費

保育士のジャージの購入費である。定期的に購入するサイクルが決められている。

委託料

主として保育所の警備料と清掃料であり、毎年、業者と契約が取りかわされる。使用料賃借料のうち、主たる支出は森山保育所の土地の賃借料である。

・ 保育所施設補修事業費及び保育所建設事業費

保育所補修事業費の需用費は保育所の修繕料である。ただし、130万円を超える修繕はこの費目には含まれない。50万円超130万円以下の小規模工事、50万円以下の小規模簡易工事は、予算化し支出負担行為何が作成される。

簡易的な備品の修理については、予算化された資金前渡の範囲で保育所の判断で行なわれ、こども福祉課に請求書が送られる。

保育所補修事業費の工事請負費は保育所の改修費である。工事金額が130

万円を超えるものが該当する。地方自治法第234条により、原則的に一般競争入札により請負業者が決定される。

保育所建設事業費は、保育所に隣接する土地の購入費である。保護者が送迎時に利用する駐車場スペースを取得したものである。

②市立保育所の支出の管理

市立保育所費及び保育所一般経費の人的費

正規職員については出勤簿、時間外勤務等報告書、給与及び児童手当支給明細書を閲覧し、各資料間の数値の突合、承認印のチェックを無作為抽出により行なった。臨時職員、パートについては臨時職員非常勤パート職員服務報告書、支給明細書及び領収書を閲覧し、各資料間の数値の突合、承認印のチェックを無作為抽出により行なったが、問題点は検出されなかった。

市立保育所一般経費

うち需用費は無作為抽出により、保育所での食材仕入及び資金前途分につき、請求書、納品伝票の管理状況、こども福祉課での集計管理資料の閲覧と突合を行なった。委託料及び使用料賃借料は、金額的に重要なものを選択し契約書の閲覧と突合を行なった。

平成15年3月の中村町保育所の給食材料について請求書と納品伝票を閲覧した。すべて現地担当者(調理員)の検印があり、特に異常は認められなかった。また、これに対するこども福祉課の集計管理資料、資金前渡精算書、支出負担行為伺書を閲覧し突合したが、特に問題は検出されなかった。

保育所警備委託料のうち金額的重要性が高いもの3件について、委託契約書、支出負担行為伺書、見積書、決裁伺書(随意契約のため)、委託事業結果報告書を閲覧、突合したが、特に問題は検出されなかった。

定期清掃業務手数料のうち、金額的重要性が高いもの1件について、業務委託請負契約書、入札結果報告書、支出負担行為伺書、委託業務結果報告書を閲覧、突合したが、特に問題は検出されなかった。

③契約締結事務の合規性(保育所施設補修事業費及び保育所建設事業費)

保育所施設補修事業費及び保育所建設事業費は、金額的重要性が高いものを選択して、請負工事として必要な定められた書類を閲覧し、内容が地方自治法第234条(契約の締結)、金沢市小額工事契約事務取扱特例規則に適合しているかどうか検討した。

(130万円超の工事)

薬師谷保育所大規模改修(設備) 14,175,000円

薬師谷保育所大規模改修(建築) 28,140,000円

を選択し、工事検査調書、工事引渡書、工事完成届、契約締結伺、契約書、監督員選任通知書、現場代理人・主任(監理)技術者選任届、入札書、予定価格決定書、契約執行伺書、入札結果表、支出負担行為伺書、設計書、工事写真帳を閲覧した。規定に違反する記載は検出されなかった。

(50万円超130万円以下の小規模工事)

中村町保育所階段床張替工事、三馬保育所こども相談センター床張替工事を選択

し、工事引渡書、工事完成届、請書、支出負担行為伺書、小額工事業者選定執行伺書、見積書、工事写真帳を閲覧した。規定に違反する記載は検出されなかった。

(50万円以下の小規模簡易工事)

双葉保育所自動火災報知設備修繕工事を選択し、支出負担行為伺書、見積書、内訳明細書を閲覧した。規定に違反する記載は検出されなかった。

(資金前渡分)

集計資料を閲覧した結果、最高でも1件が184,170円であり、内容的にも特に問題がある支出は検出されなかった。

(保育所建設事業費の公有財産購入費)

薬師谷保育所送迎用駐車場整備事業用地取得費 14,755,275円

支出負担行為伺書、土地引渡し価格計算書、登記簿を閲覧し特に問題は検出されなかった。路線化に基づいて価格を試算すると約1600万円であり、購入価格も妥当である。また、現地視察を行なったが、比較的交通量が多い道路に面した保育所であり送迎用の駐車スペースの必要性は高い。よって、購入理由も妥当である。

第6節 私立等保育所費支出

①私立保育所運営費

私立等保育所運営費の申請及び支出が規程に準拠して適正に行なわれているかどうかを、私立97保育所から5保育所を無作為抽出し、下記の要領で監査した。

- ・ 保育所運営費申請書に記載された年齢別保育人数と保育所入所決定一覧表を突合した。(人数は正しく申請されているか)
- ・ 保育所運営費申請書に記載された保育単価と保育所運営費適用単価表を突合した。(単価は正しく申請されているか)
- ・ 保育所運営費適用単価表の基本分単価、民改費、寒冷地加算、採暖費などの単価内訳と「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」により定められた保育単価表及び民間施設給与等改善申請書を突合した。(単価の計算は正しいか)
- ・ 各保育所に対する運営費の年間合計と各保育所作成の決算書を突合した。(申請された金額が保育所で受領されているか)

その結果、いずれの保育園についても問題は認められなかった。

(参 考)

私立保育所運営費計算の概要

保育所運営費とは私立保育所が児童を保育するに当たり必要と思われる費用を、児童一人当たりの金額に人数を乗じることにより算出して支弁するものである。ただし、一人当たりの金額は定員、年齢その他により異なる。

定員による区分

45人まで	61人から90人まで	121人から150人まで
46人から60人まで	91人から120人まで	151人以上

この6段階に分けられ、定員が多くなるほど人的効率が良くなるため単価は低くなる。

年齢による区分

0歳 1,2歳 3歳 4,5歳

この4段階に分けられ、年齢が上がるほど保育の手間が減少するため単価は低くなる。定員と年齢により基本分保育単価が決められ、これに民間施設給与等改善費加算額が加算されて、基本分単価となる。民間施設給与等改善費加算額は職員の平均勤続年数によって区分される

職員の平均勤続年数	加算率
10年以上	12%
7年以上10年未満	10%
4年以上7年未満	8%
4年未満	4%

職員の平均勤続年数が長いとそれだけ給与が高くなるため、その分を加算するという考え方である。

その他加算

寒冷地加算 金沢市は国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び寒冷地手当支給規則に定められた地域に該当するため、寒冷地加算を行なう。

児童用採暖費加算 寒冷地手当支給規則によると金沢市はほとんどが三級地に該当し山間部は四級地に該当する。それぞれの所在地によって、10月から3月まで採暖費加算が行なわれる。

以上が、保育単価算出の基本的な構成要素である。この基準に基づくと、例えば定員45人、民改費10%加算の保育所の保育単価は以下のようになる。

(平成14年度)

	基本分単価	民改費	寒冷地	採暖費	合計
0歳	169,900	16,010	1,480	600	187,990
1,2歳児	106,750	9,700	880	600	117,930
3歳児	59,430	5,280	400	600	65,710
4歳以上児	53,120	4,650	400	600	58,770

この合計欄の数値に年齢別の入所児童数を乗じることにより、1ヶ月の保育所運営費が算出される。

②私立保育所補助金

私立保育所補助金事務取扱要領を参考として計算根拠が補助目的に整合しているか検討した。補助金については平成13年度の包括外部監査で全般的に取り上げているので、重複を避けるため補助金の交付申請、決定、実績報告、確定通知に至る関係書類の閲覧は基本的に省略し、各補助金の計算事務について検討の中心とした。

私立保育所改修費等補助については、金額重要性が高いもの3件について関連資料(入札資料も含む)の閲覧、突合を行なった。

補助金の計算根拠が補助金の交付目的と整合していないと思われるものはなく、問題はなかった。